

投資信託（ジュニアNISA含む）・公共債の 未成年者口座をお持ちのお客さまへ

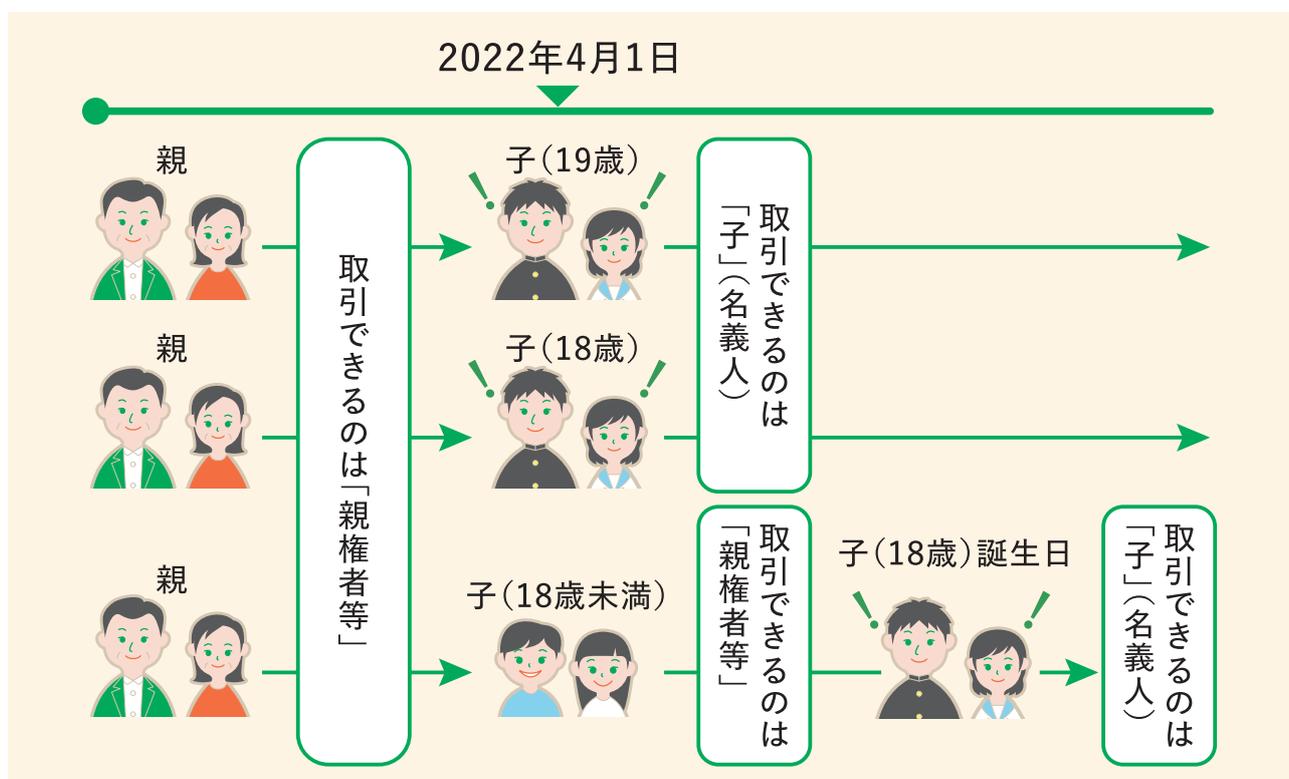
「民法の一部を改正する法律」成立・施行に伴い、2022年4月1日より
成年年齢が20歳から18歳に変更になります。

ついては2022年4月以降18歳の誕生日を迎えているお客さまは
成年とみなし、名義人本人にお取引いただくようになります。



今後のお取引について

18歳・19歳のお客さま	2022年4月1日以降、名義人本人にお取引いただきます (父母・祖父母などの親権者等は、お取引いただけません)
18歳未満のお客さま	18歳の誕生日前までは親権者等がお取引いただき、 18歳の誕生日以降は名義人本人にお取引いただきます



投資信託（ジュニアNISA含む）・公共債の 未成年者口座をお持ちのお客さまへのお願い

現在お持ちの未成年者口座をこれからもご利用いただくために、
以下の内容についてご確認をお願いいたします。



ご確認をお願いしたいこと

1. 未成年者口座をお持ちいただいていること
2. 名義人本人が18歳の誕生日以降、取引できる方が父母あるいは祖父母から名義人本人へ変更になること
3. いつまで父母あるいは祖父母が取引できるのか
4. いつから名義人本人が取引できるのか

※2022年4月以降、18歳以上の名義人本人から初回取引時まで「印鑑届」「マネープランご相談シート」を弊社へご提出いただきます。名義人本人がマイゲート（インターネットバンキング）契約を締結すれば、マイゲートで運用いただけるようになります

※2022年4月に成年年齢が変更されますが、2022年1月2日時点で20歳未満の方が非課税口座を開設する場合、2022年においてはジュニアNISAとなります

ジュニアNISAをマイゲートでご利用のお客さまは併せてご確認ください

■ジュニアNISA口座運用管理者の方のマイゲートでのお取引

2022年4月1日時点、名義人が18歳以上のお客さま	運用管理者は、3月23日からマイゲートでお取引いただけなくなります
2022年4月1日以降、名義人が18歳未満のお客さま	運用管理者は、名義人が18歳の誕生日の7営業日前からマイゲートでお取引いただけなくなります

親権者さまがお子さまの将来のために開設いただいた口座です。
親権者さまの想いのバトンをお子さまに渡していただき、
これからも引続きお取引いただけますようお願いいたします。

